

**茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業
補助金申請要領**

茨木市 くらし産業環境部 産業振興課

1 事業の目的

市内の社会福祉事業を行う事業所又は施設における雇用を促進するイベントに出展する事業及び当該イベントを開催する事業に対し、市が補助金を交付することにより当該イベントの活性化を促進し、もって社会福祉分野における人材確保の機会及び求職者の就労の機会の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象者

次に掲げる事業所又は施設（以下「介護・福祉事業所」という。）を市内に有する法人が、市内又は市外において、求人説明会その他の市内の介護・福祉事業所における雇用を促進するイベントに出展する事業（以下「出展事業」という。）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項に規定する介護サービスを行う事業所
- (4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

3 補助対象事業

補助対象者が、市内又は市外において、求人説明会その他の市内介護・福祉事業所における雇用を促進するイベントに**出展**又は**開催**する事業

※申請は1法人又は1団体あたり1年度1回です。ご注意ください。

※事業実施後の補助金申請はできません。

※申請事前に産業振興課までご相談ください。

4 補助対象経費（消費税等は除きます。）

(1) 出展事業：委託料、出展料

※イベント出展料に広告料が含まれており、かつ、出展料と広告料が不可分と主催者で確認がとれる場合は、対象経費となります

※主催者で金額の設定が複数されている場合は「主催者が設定する最小の金額」を経費とします。

(対象外経費)

- ・追加オプション等で発生する追加料金
- ・申請者がイベント出展の広報を行った際の広告料

(2) 開催事業：消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料、賃借料

5 補助金額・補助上限額

(1)～(3)のうち、いずれか少ない額

- (1) 補助対象経費×(市内求人数/(市内+市外求人数))×1/2
- (2) 総事業費×(市内求人数/(市内+市外求人数))－収入(他の補助金等)
- (3) 出展費用補助事業の場合は、限度額 100,000 円
開催費用補助事業の場合は、限度額 200,000 円

6 申請書類

各申請時には次の書類を揃えて茨木市産業振興課に提出してください。

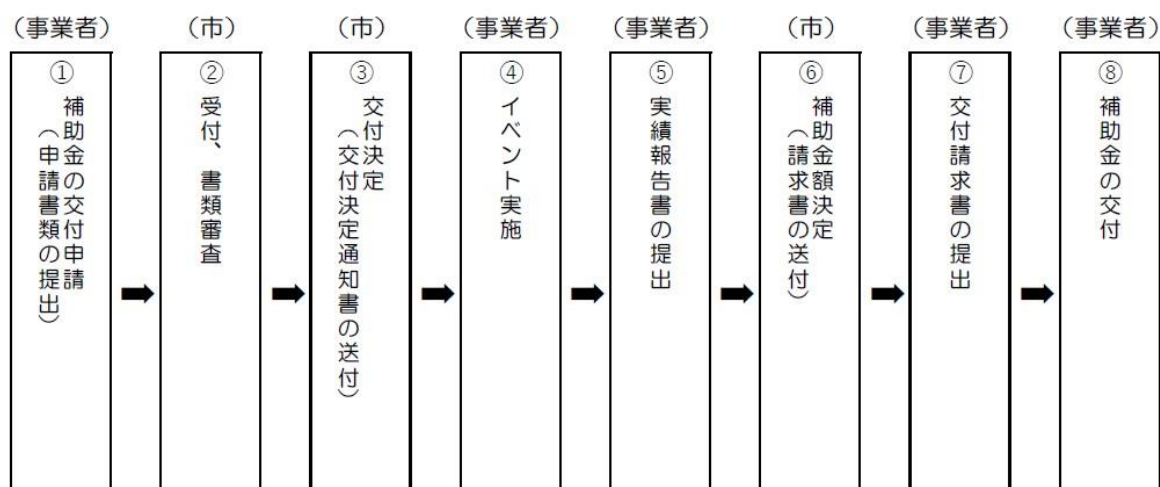
- (1) 茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類
- (7) 事業計画に変更がある場合は、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出してください。

(茨木市 HP)

(1)、(5)は、茨木市ホームページからダウンロードしてください。



7 申請の手続きフロー



※⑤実績報告書の提出は、イベント実施日の翌日から30日以内を目途にご提出ください。ただし、同一年度内に提出をお願いします。

8 補助事業者の義務

- (1) 補助事業者（補助の交付を受ける者）は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、事業終了年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。
- (2) 必要あると判断した場合は、立入検査に応じていただきます。
- (3) その他、補助金交付要綱の規定を遵守していただきます。

9 補助の取り消し等

下記に該当する場合は、補助金を交付しないことや、交付された補助金の一部または全部を返還していただくことがあります。

- (1) 「茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助要綱」に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたととき。

10 問い合わせ先

茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1620（平日8:45~17:15）